

令和5年7月の大雨に係る災害により被災された事業所の皆様へ

緊急経営支援資金(災害復旧枠)のご案内

久留米市では、令和5年7月7日からの大雨による災害により、被災された事業所の皆様の金融支援策として、緊急経営支援資金(災害復旧枠)の受付を開始します。事業所の復旧、並びに経営安定化に向けて必要となる資金調達にご利用ください。

1. 制度概要

資金名	緊急経営支援資金(災害復旧枠)
融資対象	令和5年7月7日からの大雨による災害で被災した市内中小企業者
要件	市内に事業所を有し、市税を完納している中小企業者で、令和5年7月7日からの大雨による災害で被災し市の認定を受けた者 ※新型コロナウイルスの影響で市税の猶予等を受けられている場合は、別途ご相談ください。
資金用途	復旧に要する設備・運転資金 ※同枠以外の既存借入からの借換えはできません。
限度額	1,000万円 ※緊急経営支援資金のその他の枠、及び別の災害による災害復旧枠とは別枠
利率	0.8%
貸付期間	7年以内(据置1年以内)
保証料率	0%(市が全額負担します)
利子補給	市が最初の1年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給 ※申請時期は、融資実行日から1年経過後です。
実施期間	令和5年7月18日から令和6年3月29日まで ※いずれも保証協会受付日を基準とします。

2. 緊急経営支援資金(災害復旧枠)の認定

(1) 申請・認定窓口

商工政策課(市役所11階)、または各総合支所産業振興課

(2) 申請時必要なもの

- ・久留米市緊急経営支援資金【災害復旧枠】認定申請書
- ・り災証明(被災証明)書(証明書発行待ちの方は、「市受付印が押された、り災証明(被災証明)願のコピー」を先に提出し、後日「り災証明(被災証明)書」を提出してください。)
- ・印鑑(個人の場合は代表者の印鑑、法人の場合は印鑑登録している代表者印)

3. り災証明（被災証明）書

（1）証明の対象

建物（住家、及び非住家）

（2）申請・証明窓口

生活支援第1課（市役所地下1階）、または各総合支所地域振興課

（3）申請時に必要なもの

り災証明（被災証明）交付申請書、被害の状況が判断できる写真、既に修繕された場合は修繕に要した見積書・領収書（ない場合でも申請できます。）

なお、これ以外にも事実調査に必要な書類を窓口で求めることもあります。

4. 融資申込みに必要な書類

個人事業の方

- 信用保証協会全国統一申込書式 1部
- 市税の滞納のない証明書 1通
- 印鑑証明書の写し 1通
※3ヶ月以内のもの
- 確定申告書の写し（2期分） 1部
- 緊急経営支援資金（災害復旧枠）
認定書 1部
- （設備資金の場合）
見積書、カタログ、設計書等 1部
- （許認可を必要とする業種の場合）
許認可証の写し 1部
- その他必要と認める書類

法人事業の方

- 信用保証協会全国統一申込書式 1部
- 市税の滞納のない証明書 1通
- 印鑑証明書の写し 1通
※3ヶ月以内のもの
- 決算書（2期分）・残高試算表 1部
- 登記簿の履歴事項全部証明書 1部
- 緊急経営支援資金（災害復旧枠）
認定書 1部
- （設備資金の場合）
見積書、カタログ、設計書等 1部
- （許認可を必要とする業種の場合）
許認可証の写し 1部
- その他必要と認める書類

【お問い合わせ先】

商工観光労働部商工政策課 TEL：0942-30-9133 FAX：0942-30-9707
田主丸総合支所産業振興課 TEL：0943-72-2110 FAX：0943-72-3819
北野総合支所産業振興課 TEL：0942-78-3569 FAX：0942-78-3377
城島総合支所産業振興課 TEL：0942-62-2115 FAX：0942-62-3732
三潁総合支所産業振興課 TEL：0942-64-2315 FAX：0942-65-0957

【久留米市ホームページ】

久留米市 災害復旧枠

クリック

